

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

制度名	制定年月	対象者の要件	対象地域	軽減税率等
企業立地支援事業(セレクト神奈川NEXT)認定制度	R1.11	<p>《対象者》県内で事業所等の新設などを行う県が認定した事業計画を行う者(R1.11.1 から R6.3.31 までの間に認定の申請をする必要あり)</p> <p>以下認定要件</p> <p>○工場、研究所、宿泊施設、本社機能その他事業所の機能を有する施設</p> <p>○最低投資額:大企業 20 億円以上、中小企業 5,000 万円以上 ※宿泊施設を除く</p> <p>○最低雇用数:大企業 50 人以上、中小企業 10 人以上 ※宿泊施設を除く</p> <p>○対象業種:製造業、電気業(発電所に限る)、情報通信業、卸売業(ファブレス企業に限る)、小売業(デューティーフリーショップに限る)、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業(旅館、ホテルに限る)、娯楽業(テーマパークに限る)</p> <p>○対象産業:未病関連産業、ロボット関連産業、エネルギー関連産業、観光関連産業、先端素材関連産業、先端医療関連産業、IT/エレクトロニクス関連産業、輸送用機械器具関連産業、地域振興型産業(特定地域のみ)</p> <p>※特定地域とは、横須賀・三浦地域(横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町)又は県西地域(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町)をいう。</p> <p>○宿泊施設の要件</p> <p>①横浜、川崎地域:客室100室以上、その他の地域:客室30室以上または総客室面積600㎡以上</p> <p>②平均客室面積20㎡以上</p> <p>③国際観光ホテル整備法に規定するホテル又は旅館の施設基準を満たしているもの</p> <p>④日本政府観光局認定外国人観光案内所の設置の要件を満たすこと</p> <p>※③④については操業開始時の登録及び設置が必要</p> <p>○小売業は、以上に加えて関税法第42条に基づく保税蔵置場の許可を受けること</p>	<p>○工場:工業系用途地域等</p> <p>○研究所、宿泊施設、本社機能その他事業所の機能を有する施設:商業系用地地域、工業系用途地域等</p>	不動産取得税の1/2を軽減

〈補助金・助成金・奨励金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
企業立地促進補助金	R1.11	企業立地支援事業(セレクト神奈川NEXT)の認定を受けた者	企業立地支援事業(セレクト神奈川NEXT)認定制度の要件と同じ	企業立地支援事業(セレクト神奈川NEXT)認定制度の対象地域と同じ	土地・建物・設備への投資額(消費税を除く)	◇投資額の 大企業 3% 中小企業 6% ◎以下の要件を満たす場合は、 大企業6% 中小企業 12%	◇上限5億円 ◎以下の要件を満たす場合は、上限額10億円
						A. 特区制度を活用して事業展開を図る場合 ※「国家戦略特区」、「さがみロボット産業特区」、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」 B. 薄膜太陽電池の研究開発又は製造を行う場合や水素発電所を設置する場合 C. 宿泊施設について、個別要件に加え、平均客室面積が40㎡以上で、リムジンバスの発着所を設置する場合	
企業誘致促進賃料補助金	R1.11	外国企業または事業所の設置形態が以下のいずれかの場合に当てはまる者	○工場、研究所、小売店舗(デューティーフリーショップに限る)、本社機能その他事業所の	企業立地支援事業(セレクト神奈川NEXT)認	賃料月額(消費税、敷金、礼金は除く)	◇賃料月額の3分の1 ◎以下の要件を	◇上限600万円 ◎以下の要件を満たす場合

	<p>① 県内に事業所のない事業者が県内に事業所を設置する場合</p> <p>② 県内の事業者が県内事業所で行っていた事業の産業と異なる産業のための事業所を設置する場合</p> <p>③ 県内の事業者が既に設置している事業所とは異なる種類(種類:本社機能を有する施設、工場、研究所、小売店舗(デューティーフリーショップに限る)等の施設の区分)の事業所を県内で初めて設置する場合</p> <p>④ 県外の事業所を県内に移転する場合</p> <p>⑤ 県内の事業所と県外の事業所が統合する場合(県内の事業所と補助対象となる事業所が別の建築物であっても、県内の事業所の敷地内に県外の事業所が設置される場合を含む)</p>	<p>機能を有する施設</p> <p>○最低雇用数:大企業 50人以上、中小企業 10人以上(特定地域における中小企業及び外国企業にあつては5名以上)</p> <p>○対象業種:製造業、電気業(発電所に限る)、情報通信業、卸売業(ファブレス企業に限る)、小売業(デューティーフリーショップに限る)、学術研究、専門・技術サービス業</p> <p>○対象産業:未病関連産業、ロボット関連産業、エネルギー関連産業、観光関連産業、先端素材関連産業、先端医療関連産業、IT/エレクトロニクス関連産業、輸送用機械器具関連産業、地域振興型産業(特定地域のみ)</p> <p>○小売業は、以上に加えて関税法第42条に基づく保税蔵置場の許可を受けること</p>	<p>定制度の対象地域と同じ</p>	<p>◎補助期間は営業開始から6か月間</p>	<p>満たす場合は、賃料月額 の2分の1</p> <p>A. 特区制度を活用して事業展開を図る場合 ※「国家戦略特区」、「さがみロボット産業特区」、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」 B. 薄膜太陽電池の研究開発又は製造を行う場合</p>	<p>は、上限 900万円</p>
--	---	---	--------------------	-------------------------	---	-------------------

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資条件	限度額
企業立地促進融資	R1.11	企業立地支援事業(セレクト神奈川NEXT)の認定を受ける「原則として1年以上同一事業を営んでいる」事業者の内、中小企業または中堅企業(中小企業以外で資本金 10 億円未満の企業)	企業立地支援事業(セレクト神奈川NEXT)認定制度の要件と同じ	企業立地支援事業(セレクト神奈川NEXT)認定制度の対象地域と同じ	土地・建物・設備への投資額(消費税を除く)の 80%	<p>県が金融期間に対して補助することで、通常よりも低金利の融資を実現(固定金利)</p> <p>◇補助後の利率 1.2%以内(融資期間 15 年以内の場合)、1.7%以内(融資期間 15 年超 20 年以内の場合)</p> <p>◎以下の要件を満たす場合の利率は、0.9%以内(融資期間 15 年以内の場合)、1.4%以内(融資期間 15 年超 20 年以内の場合)</p> <p>A. 特区制度を活用して事業展開を図る場合 ※「国家戦略特区」、「さがみロボット産業特区」、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」 B. 薄膜太陽電池の研究開発又は製造を行う場合や水素発電所を設置する場合 C. 宿泊施設について、個別要件に加え、平均客室面積が40㎡以上で、リムジンバスの発着所を設置する場合</p>	上限 10 億円

〈その他〉

制度名	制定年月	対象者の要件	対象地域	内容
水道利用加入金の減額制度		○神奈川県企業立地支援事業(セレクト神奈川NEXT)の認定を受けていること	○企業立地支援事業(セレクト神奈川NEXT)認定制度の対象地域と同じ(神奈川県営水道の給水区域内に限る)	○新規の水道利用申し込みや給水装置の口径を大きくする場合、申請により水道利用加入金の額から 50%の割合を減額

詳しくはこちら(神奈川県企業誘致施策「セレクト神奈川 NEXT」のご案内) ※<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pw3/selectkanagawanext/index.html>